

岩倉市赤ちゃん訪問事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、赤ちゃん訪問員が子育て家庭を訪問し、子育てに関する様々な不安や悩みの相談を受け、又は子育て支援に関する情報提供を行うことにより、地域の中で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう支援するとともに、児童虐待の早期発見に資するために行う赤ちゃん訪問事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(赤ちゃん訪問員)

第2条 赤ちゃん訪問員は、民生委員児童委員、主任児童委員、家庭児童相談員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(対象家庭)

第3条 事業の対象家庭（以下「対象家庭」という。）は、市内に居住する生後4か月までの乳児のいる全ての家庭（里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。）とする。

2 対象家庭は、市民窓口課の出生者名簿により把握するものとする。

(訪問の同意)

第4条 対象家庭への訪問の同意は、市民窓口課で出生届を受理する際に、赤ちゃん訪問カード（様式第1）を記入してもらうことにより行う。

2 前項の方法により同意を得ることができなかつた場合は、適切と認める他の方法により同意を得ることができる。

(訪問内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象家庭を訪問し、乳児とその親に面談するとともに、記念品と子育て情報に関する資料を手渡す。
- (2) 育児不安や専門的な相談がある家庭の場合は、速やかに福祉課又は保健センターに連絡する。
- (3) 地域に民生委員児童委員、主任児童委員その他相談できる者がいることを教示し、今後、地域で支援ができるような関係づくりに努める。

(活動の報告)

第6条 赤ちゃん訪問員は、対象家庭を訪問した場合は、速やかにその訪問内容を赤ちゃん訪問記録票（様式第2）により福祉課に報告しなければ

ばならない。

(秘密保持義務)

第7条 赤ちゃん訪問員は、事業の実施に関して知ることができた秘密を第三者に漏らしてはならない。赤ちゃん訪問員でなくなった後も同様とする。

(庶務)

第8条 事業の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1 (第4条関係)

年 月 日

赤ちゃん訪問カード

岩倉市健康福祉部福祉課

住所 岩倉市 町
電話 ()
お母さんのお名前 (フリガナ)
携帯電話 ()
お子様の名前 (フリガナ) と生年月日
年 月 日 生まれ
(第 子) (男 ・ 女)

*生後3か月前後に訪問させていただきます。
なお、訪問の際には、事前にご連絡いたします。

